

～大阪府育英会『奨学金制度』の概要～

○ 大阪府育英会は、向学心に富みながら、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、**無利子**で学資を貸付け、修学を支援します。

●令和8年8月1日時点の制度を紹介しています。今後、変更になる場合があります。

貸付対象校	○ 高等学校 ○ 中等教育学校(後期課程) ○ 特別支援学校(高等部) ○ 高等専門学校 ○ 専修学校高等課程(修業年限1年以上)																															
申込資格等	○ 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有していること ○ 大阪府育英会が定める所得判定額の基準を満たしていること																															
奨学金の種類	入学時増額奨学資金 (高校等入学前に貸付する奨学金です) ★中等教育学校の後期課程は貸付対象外				奨学資金 (高校等入学後に貸付する奨学金です)																											
	<table><tr><th>貸付時期</th><th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>所得判定額(※1)</th><th>年収めやす(※2)</th></tr><tr><td rowspan="3">高校等入学前</td><td>国公立</td><td>10 万円</td><td rowspan="3">251,100円未満</td><td rowspan="3">800万円未満</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>37 万円 (※3)</td></tr><tr><td>(通信制は 27 万円) (※3)</td></tr></table>		貸付時期	区分	貸付限度額	所得判定額(※1)	年収めやす(※2)	高校等入学前	国公立	10 万円	251,100円未満	800万円未満	私立	37 万円 (※3)	(通信制は 27 万円) (※3)	<table><tr><th>貸付時期</th><th>区分</th><th>貸付限度額(※4)</th><th>所得判定額(※1)</th><th>年収めやす(※2)</th></tr><tr><td rowspan="3">高校等在学中</td><td>A</td><td>授業料実質負担額(※5) + 10 万円</td><td rowspan="2">251,100円未満</td><td rowspan="2">800万円未満</td></tr><tr><td>私立</td></tr><tr><td>B</td><td>24万円を上限とした授業料実質負担額</td><td>347,100円未満</td><td>800万円以上～1,000万円未満</td></tr></table>		貸付時期	区分	貸付限度額(※4)	所得判定額(※1)	年収めやす(※2)	高校等在学中	A	授業料実質負担額(※5) + 10 万円	251,100円未満	800万円未満	私立	B	24万円を上限とした授業料実質負担額	347,100円未満	800万円以上～1,000万円未満
	貸付時期	区分	貸付限度額	所得判定額(※1)	年収めやす(※2)																											
	高校等入学前	国公立	10 万円	251,100円未満	800万円未満																											
私立		37 万円 (※3)																														
		(通信制は 27 万円) (※3)																														
貸付時期	区分	貸付限度額(※4)	所得判定額(※1)	年収めやす(※2)																												
高校等在学中	A	授業料実質負担額(※5) + 10 万円	251,100円未満	800万円未満																												
	私立																															
	B	24万円を上限とした授業料実質負担額	347,100円未満	800万円以上～1,000万円未満																												
(※1)所得判定額は、以下の算式により算出された額(保護者合算)となります。 【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6％ - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)					(※2)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。 (※3)私立の場合、タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万円、通信制は20万円の貸付になります。 (※4)奨学資金の貸付限度額は1年間に貸付できる金額です。授業料の負担が無償になると、区分Aの場合は10万円の貸付となり、区分Bの場合は貸付の対象外になります。 (※5)授業料実質負担額とは学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。																											
①-1 募集区分	① 予約募集 ※令和9年4月に貸付対象校に、進学を希望する生徒が対象です。 (中学3年生の時に申込みをします)																															
①-2 申込手続き等	申込期間 : 令和8年9月上旬～令和8年10月上旬で、各学校が定める期間内に手続きをしてください。 提出書類 : ①申込書 ②収入に関する証明書 ③住民票 等		採否決定 : 令和8年12月中旬に在 school (中学校)を通じて、申込者に通知します。 ※採用通知の受領だけでは貸付を受けることはできません。貸付を受けるには別途借入手続きが必要です。																													
①-3 借入手続き	手続時期 : 高校等合格後(令和9年1月中旬～令和9年3月下旬) 提出書類 : ①入学時増額奨学資金借用証書 ②連帯保証人の印鑑登録証明書 ③進学校の合格通知書		手続時期 : 高校等進学後、令和9年4月初旬で、各学校が定める期間内に手続きをしてください。 提出書類 : ①奨学資金借用証書 ②連帯保証人の印鑑登録証明書																													
①-4 貸付時期	専願(私立)の場合																															



公益財団法人 **大阪府育英会**

【問合せ先】 採用貸付課

業務時間 月曜～金曜 9:00 ～ 17:30
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

TEL (06) 6357-6272 FAX (06) 6358-3053